

西東京市公民館・図書館の
施設整備について
(提言)

平成 18 年 3 月

西東京市公民館・図書館施設整備懇談会

目 次

はじめに	2
第1章 公民館・図書館の施設整備の考え方	4
1 施設づくりの基本理念	4
2 公民館・図書館の現状と施設整備の課題	5
3 施設整備に向けた取組み	5
4 「あり方提言」が示したもの	5
5 公民館施設の現状	6
6 図書館施設の現状	7
第2章 (仮称)保谷駅前公民館・図書館の施設づくりについて	9
1 施設づくりの考え方	9
2 施設づくりのコンセプト	9
3 共有部分の基本機能と施設づくり	9
4 公民館の基本機能と施設づくり	10
5 図書館の基本機能と施設づくり	10
6 施設づくりの要件と留意事項	11
7 (仮称)保谷駅前公民館・図書館施設配置イメージ図	13
第3章 その他の既存施設について	15
1 既存施設の考え方	15
2 田無公民館・中央図書館のリニューアル案	16
第4章 まとめ	24
資 料	
1 懇談会委員名簿	27
2 会議経過	27
3 懇談会設置要綱	28

はじめに

西東京市公民館・図書館施設整備懇談会（以下、「懇談会」という。）は、平成 17 年 7 月 1 日に設置され、教育長より、

- (1) 公民館・図書館の施設整備に関する事項
- (2) 公民館・図書館の施設の活用に関する事項

について協議し報告するよう依頼されました。

懇談会は、平成 17 年 5 月に報告された「西東京市新しい公民館・図書館のあり方(提言)」の内容を踏まえ、既存施設の視察調査を実施し、会議では客観的な立場から意見を述べ協議させていただきました。

懇談会は、これらの議論をまとめ、「西東京市公民館・図書館の施設整備について(提言)」を報告します。教育委員会はこの「提言」を受けとめられ、今後の公民館と図書館の施設整備やサービスの充実に努められますことをよろしくお願いいたします。

1 懇談会の役割

本市の公民館・図書館は古いもので 35 年、新しいものはひばりが丘図書館の 10 年代で、その他は 20 年以上の歳月を経ている。懇談会は、この老朽化した施設のリニューアルによる再活用、市民の利用しやすい地域配置といった観点から、今後の西東京市の公民館・図書館の施設整備について検討した。検討の柱は以下の 2 点であった。

- (1) (仮称) 保谷駅前公民館・図書館の施設整備計画について
- (2) 既存施設のあり方、特に田無公民館・中央図書館について

懇談会は、昨年まとめられた「あり方策定委員会 提言」及び「西東京市公共施設適正配置計画」(平成 16 年 3 月策定)に基づき、討議を重ねた。

「あり方策定委員会 提言」は、

- (1) 地域配置の原則
- (2) 市民参画と公益性の原則
- (3) 専門的な支援の原則

という三つの原則を示し、市民の学習・文化活動のさらなる発展をめざすことを提言している。

また、「西東京市公共施設適正配置計画」は、公民館、図書館の整備について次のように述べている。

- (1) 施設の老朽化による建替えに際しては、極力、他施設との複合化を推進しスペースや運営の効率化を図る。
- (2) 「住吉公民館」「下保谷図書館」については、保谷駅南口再開発ビルへの移転を行う。

懇談会は、以上の考え方に基づいて多様な観点から協議し、保谷駅前に建設される新しい公民館・図書館の施設整備と、その他の既存施設、特に田無公民館・中央図書館のリニューアルについて提言したい。

2 提言の趣旨

(1) (仮称)保谷駅前公民館・図書館の施設整備について

(仮称)保谷駅前公民館・図書館は、住吉公民館と下保谷図書館の移設事業として、保谷駅周辺の都市再開発に伴い平成 20 年に駅ビル内に整備される予定である。当懇談会はその施設づくりについて必要な要件を検討し、駅ビルに設置するというこれまでにない新たな環境を生かした施設運営と利用者に配慮した安全管理を実現するなど、望ましい施設整備のあり方について提案したい。

(2) 既存施設の整備について

検討課題のふたつめとしては、保谷駅前に移設する住吉公民館と下保谷図書館を除く残りの既存施設について、施設改修のあり方を提案したいと考えている。

その中でも特に老朽化が進み、手狭となっている田無公民館・中央図書館について、現状施設を再活用し利用しやすい施設に生まれ変わらせるリニューアルの方向性を示したい。

平成 18 年 3 月

西東京市公民館・図書館施設整備懇談会

第1章 公民館・図書館の施設整備の考え方

1 施設づくりの基本理念

「西東京市市民憲章」は、西東京市市民が生き生きと暮らせるまちを目指して、次のように定めている。

西東京市市民憲章

西東京市は、縄文時代からの営みの跡や武蔵野の面影を残し、江戸時代から青梅街道の宿場として栄えた歴史のあるまちです。

わたくしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい

このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい

このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい

このまちを こころ豊かな 学びあいのまちにしたい

市民憲章が目指す生き生きと暮らせるまちにふさわしい公民館・図書館を整備するために、以下のとおり施設づくりの基本理念を定め、基本計画を遂行していくものとする。

「施設づくりの基本理念」

- 1 西東京市市民が学び知る権利を保障する生涯学習の拠点施設として、市民の創造的学習に必要なサービスが提供される施設作りを実現する。
- 2 楽しく安心して生活ができる地域の核となる施設づくりを実現する。
- 3 地域に整備される公共施設としての特質を活かして、だれもが気軽に利用でき、役に立つ施設づくりを実現する。

2 公民館・図書館の現状と施設整備の課題

西東京市の公民館と図書館は、旧田無市、保谷市の時代におよそ 30 年さかのぼったころをその創立のときとする。

その後、二市の時代には、新しい施設の建設とそれに伴う統廃合が計画的に実施され、平成 13 年の合併による西東京市の誕生を経て今日に至っている。

市内に配置された 6 つの公民館施設と 7 つの図書館施設は、全域的なサービスを市民に提供しているが、時代の変遷とともに多様化している市民要望に応えるために解決しなければならない課題は多い。なかでも、各施設に共通する老朽化と狭く利用しづらいという問題は、西東京市の公民館と図書館が共通に抱えている重要な課題となっている。

3 施設整備に向けた取組み

西東京市には、6 つの公民館と 7 つの図書館があるが、そのうち 4 施設が以下のとおり併設形態となっている。

- 1 田無公民館・中央図書館
- 2 保谷公民館・柳沢図書館
- 3 芝久保公民館・芝久保図書館
- 4 谷戸公民館・谷戸図書館

このため、公民館と図書館は、今後のあり方について共同で検討することとし、平成 16 年度には、「西東京市新しい公民館・図書館のあり方策定委員会」を設置した。

委員会は、検討の結果をまとめ、平成 17 年 5 月、教育長に「西東京市新しい公民館・図書館のあり方 提言」を報告している。「提言」はそのむすびにおいて以下のように述べている。

4 「あり方 提言」が示したもの

「あり方 提言」は、そのなかで西東京市の公民館と図書館における施設整備の方向性を以下のとおり示している。

(1) 地域配置の原則

交通の利便性の高い場所に新しい公民館・図書館を整備すること
市民の身近な生活空間に引き続き公民館・図書館を配置すること
既存施設の併設・複合化を視野に入れ、校区単位に配置すること

(2) 市民参画と公益性の原則

新しい公民館・図書館の整備や事業がそれぞれの施設ごとに行政と市民との積極的な連携・協力にもとづいてすすめられる必要がある。

公民館・図書館がもつ公益性の性格を尊重し、市民によるガバナンスと無償性が制度として保障されなければならない。

(3) 専門的な支援の原則

市民の学習・文化活動に対して専門的・技術的な助言・援助を行うことができる職員の配置が不可欠である。高い専門性とそれを担保する資格等を有する専任職員が各施設に配置されるとともに、必要な処遇と研修を保障された市民スタッフによる支援体制もつくられる必要がある。

5 公民館施設の現状

(1) 施設一覧

施設名	面積(m ²)	建設年	経年数	備考
保谷公民館	741	昭和62年	19年	柳沢図書館併設、6館の中央館
住吉公民館	533	昭和46年	35年	住吉福祉会館併設、平成20年移転予定
田無公民館	600	昭和50年	31年	中央図書館併設
芝久保公民館	632	昭和57年	24年	芝久保図書館併設、都営住宅1階
谷戸公民館	550	昭和59年	22年	谷戸図書館併設、都営住宅1階
ひばりが丘公民館	666	平成2年	16年	都営住宅1階

公民館は、最も古い施設で竣工から30年以上が経過しており、老朽化が目立っている。また、社会教育施設への市民要望は、竣工当時とは大きく変化しており、それらに対応した施設の整備も必要となっている。

(2) 公共施設適正配置計画に見る公民館整備

西東京市は、平成16年3月に「西東京市公共施設適正配置計画」を策定している。この中で、公民館については以下のように述べている。

《要点》

施設の老朽化による建替えに際しては、極力他施設との複合化、スペースや運営の効率化を図る。

住吉公民館の老朽化に伴う建替えについては、施設配置の偏りを解消するため、保谷駅南口再開発ビルへの移転を行う。

その他の施設は、現在の施設配置を基本とし、継続的な運営を行う。

(3) 市内施設視察の結果

あり方策定委員会は、平成16年12月27日に市内公民館・図書館4施設の調査を実施した。公民館についての調査結果は以下のとおりである。

《要点》

田無公民館以外はそれなりに良く考えられていて利用しやすい。

施設は全体に整っているが、図書館との関係が不明確である。

各部屋の廊下側にガラス部分を作るなど開放的な施設にしたい。

全体に暗い感じの場所や殺風景なところが目につく。作品を展示するなど楽しい雰囲気作りを心がけてほしい。

避難経路の整備が必要である。

施設が古くても豊かな気持ちで利用できる工夫を凝らして欲しい。

設備はそれぞれ特徴があるが、一般に知られていない。利用を拡大するためのPRが必要である。

保育室は、新しい施設ではよく整備されている。

6 図書館施設の現状

(1) 施設一覧

施設名	面積 (㎡)	建設年	経年数	備考
中央図書館	1,571	昭和50年	31年	田無公民館併設
下保谷図書館	572	昭和51年	30年	下保谷福祉会館・児童館併設、平成20年移転予定
芝久保図書館	625	昭和57年	24年	芝久保公民館併設、都営住宅1階
谷戸図書館	770	昭和59年	22年	谷戸公民館併設、都営住宅1階
柳沢図書館	813	昭和62年	19年	保谷公民館併設、都営住宅1階
ひばりが丘図書館	1,101	平成6年	12年	都営住宅1階
新町分室	117	昭和52年	29年	新町福祉会館、児童館併設

6館1分室の図書館施設を中心として半径1キロメートルの円弧の中を利用圏と想定すると、7個の円弧はほぼ全市を覆うが、泉町、中町、富士町、東伏見の一部は利用圏域から外れており、利用を補完する何らかの方策が必要である。

(2) 公共施設適正配置計画に見る図書館施設

西東京市は、平成16年3月に「西東京市公共施設適正配置計画」を策定している。この中で、図書館については以下のように述べている。

《要点》

中央図書館は、センター館機能の拡充を図る。また、地域館は、地域性を生かした機能分化を図る。

中央図書館は、情報ネットワークの中心的役割を担い、地域館相互の連携を図る。

市民は、図書館ネットワークを活用して、すべての図書館施設を自在に利用することができる。

今後、施設の老朽化による建替えに際しては、極力他の施設との複合化を推進し、スペースや運営の効率化を図る。

(3) 市内施設視察の結果

あり方策定委員会は、平成16年12月27日に市内公民館・図書館4施設の調査を実施した。図書館についての調査結果は以下のとおりである。

《要点》

とにかく中央館の施設整備が急務

まず大切な資料が安全に保管されてこそ、市民へのサービスが可能
専門性の確立された西東京市図書館として、施設整備を熟慮し、実践
施設整備の検討にあたっては市民参加が必要

全市的な図書館計画の中で、中央館は別に新設

小・中学生のグループ学習などに使用できる学習室の設置

中央館は西東京市として不十分。早急に基本方針を決め施設整備

第2章 (仮称)保谷駅前公民館・図書館の施設づくりについて

1 施設づくりの考え方

(1) 市民交流の場

児童・青少年から高齢者まですべての世代がさまざまに活用し、市民交流の場となる開かれた施設を提供する。

(2) 市民活動の支援

子育て支援、生きがいづくり支援、ビジネス支援、団塊の世代支援などすべての世代が生き生きと活動するために必要とするさまざまなサービスを提供する。

(3) 公民館と図書館機能の融合

公民館と図書館が併設された施設の特質を活用して、公民館と図書館の機能を融合した新しい社会教育施設としてのサービスを提供する。

(4) 誰でもが快適に利用できる施設の推進

利用するすべての人が、施設、設備、資料、情報、人的支援などを適切に気持よく使える施設を提供する。

2 施設づくりのコンセプト

誰でもが快適に利用できる施設づくりを実現する。

(1) 簡単・明瞭な動線を実現する。

(2) 安全で快適な施設環境を実現する。

(3) 立ちよりやすい施設環境を実現する。

(4) 車椅子やベビーカーが自由に動ける施設環境を実現する。

(5) 老人や子供連れでも安心して使える施設環境を実現する。

(6) 死角がなく夜間も利用しやすい施設環境を実現する。

(7) 明るく開放的な施設環境を実現する。

3 共有部分の基本機能と施設づくり

(1) 市民が交流しくつろげる広場としてのロビー機能

交流の場

いこいの場

自習、読書の間
作品発表、展示の間
創作の間

(2) 総合事務室の設置

施設総合案内窓口
公民館窓口
公民館・図書館事務室機能
施設管理機能

(3) 公共施設予約端末機の設置

(4) 住民票等自動交付機の設置

4 公民館の基本機能と施設づくり

(1) 基本機能

地域の学習拠点としての機能
市民活動の情報センターとしての機能
地域住民のつながりの場としての機能
市民活動の「ホームベース」としての機能

(2) 施設づくり

学習室の整備
集会室の整備
保育室の整備
印刷室の整備

5 図書館の基本機能と施設づくり

(1) 基本機能

一般図書館サービス
ア 図書資料の提供
イ 雑誌・新聞などの提供
ウ 視聴覚資料の提供
エ 地域・行政資料の提供
オ レファレンスサービスの提供
カ 読書・調査・研究のための施設提供

児童への図書館サービス

- ア 図書資料の提供
- イ 児童向け雑誌・新聞の提供
- ウ おはなしコーナー
- エ 読書、学習のための施設提供

YA（ヤングアダルト）への図書館サービス

- ア 図書資料の提供
- イ 青少年向け雑誌・新聞の提供
- ウ 読書、学習のための施設提供

障害者への図書館サービス

- ア 録音図書、音訳テープ、点訳資料などの提供
- イ 対面朗読の実施

ビジネス支援

- ア インターネット情報の提供
- イ 起業情報等の提供

(2) 施設づくり

- 総合カウンター（貸出、返却、登録、案内、相談）
- 成人コーナー
- 児童コーナー（おはなしコーナー整備）
- YAコーナー
- 雑誌・新聞コーナー
- レファレンス・コーナー
- ビジネス支援コーナー（インターネット検索機設置）
- 対面朗読室
- 防音録音室
- 読書・学習室
- グループ学習室
- 保存書庫

6 施設づくりの要件と留意事項

施設づくりの基本的な考え方と求められる基本機能に基づき、以下のとおり具体的なプランニングを行う。

[全体構成]

施設の効率的な複合化を実現するために、4階に図書館機能、5階に公民館機能を主に配置し、全体の総合受付及び管理機能を4階に集約して設ける。

[4階]

(1) ロビー

4階ロビーは、市民交流の中心的な場として位置づけ、施設の顔として印象的な空間デザインを行う。

また、各機能とのつながりを考慮し、南側エレベータホールから東方向に伸びやかに広がる空間を構成し、これに面して、総合管理室、トイレ、階段、図書スペース、学習室などの主要な機能をレイアウトする。

(2) 総合事務室

東側に配置される総合事務室は、ロビー、図書スペースに直接面することで、サービス向上に寄与する。また北東隅にある事業用エレベータ及び階段にも隣接させることで、書籍や物品の搬入搬出の効率化を図る。

(3) 屋上緑化

北側屋上に緑化スペースを可能な限り確保し、図書館フロアーのアメニティ向上に努める。

(4) 避難動線の確保

図書館フロアーの分かりやすい家具配置等に留意し、南北にある2つの階段への明確な避難誘導を確保する。

(5) その他

学習室は柔軟な運用が可能なように、図書館フロアーとロビーの双方向に出入り口を設ける。

[5階]

(1) ロビー

5階ロビーは、南側エレベータホールから北方向に伸び、屋上庭園に直接面することで開放的な場とする。

(2) 屋上庭園

北側屋上は、5階の限られた施設スペースにゆとりと安らぎを提供するとともに、施設全体のアメニティ向上にとっての重要な場として位置づけ、庭園化して有効活用する。

(3) 避難動線の確保

廊下を適切に配置し、2方向避難が容易に可能なように計画する。

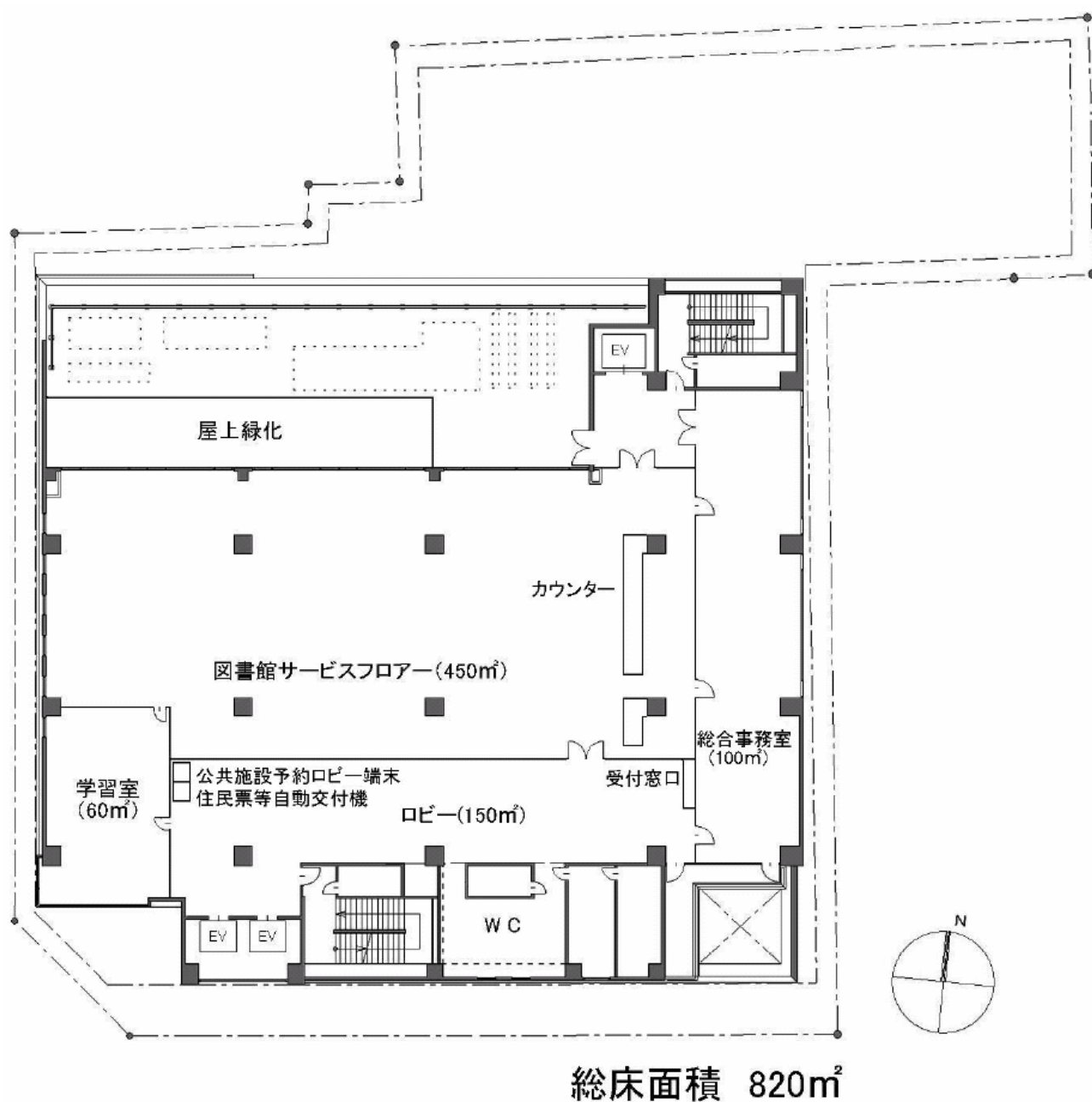
(4) その他

効率的なレイアウトを行い、居室スペースを広く確保する。また使用形態に応じて柔軟に仕切りを可変できるなどの工夫を行う。

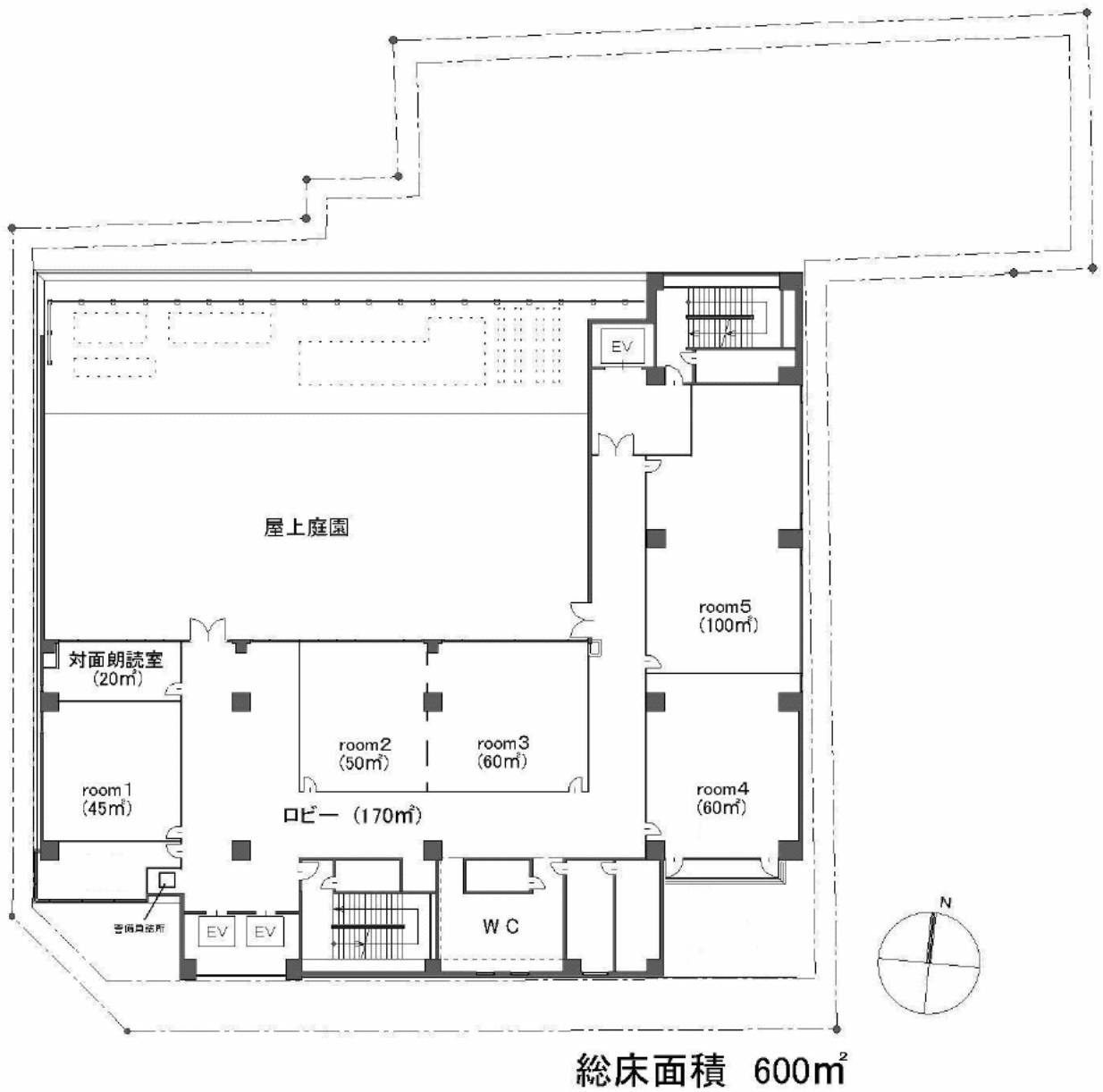
7 (仮称)保谷駅前公民館・図書館施設配置イメージ図

ここでは、懇談会の検討内容に基づく新しい公民館・図書館の施設配置イメージ図を提案する。

4階 図書館配置イメージ図



5階 公民館配置イメージ図



第3章 その他の既存施設について

1 既存施設の考え方

この章では、二番目の検討課題であるその他の既存施設について提案をしたい。

保谷駅前に移設する住吉公民館と下保谷図書館を除いたその他の既存施設は、公民館が5施設、図書館は6施設である。

そのなかで、最も古い併設施設である田無公民館・中央図書館は昭和50年の建設から31年が経過して老朽化が見られ、施設機能に対する利用者の意見、要望が寄せられている。既存施設のなかではもっとも改修が急務となっており、改修計画の初期に位置付けて、大規模なリニューアルをする必要がある。懇談会は次項において、この田無公民館・中央図書館のリニューアル案を提案する。

他の併設施設である芝久保公民館・図書館、谷戸公民館・図書館、保谷公民館・柳沢図書館の3ヶ所の施設と、単独館であるひばりが丘公民館、ひばりが丘図書館は、いずれも都営住宅の一部に合築された施設であるため、改修工事に当たっては施設形態に起因する制約が予測される。したがってこれらの施設については、年次計画を構築し段階的にリニューアルしていくことが望まれる。

また、中央図書館新町分室については、新町福社会館との複合施設であることから、その建替え計画のなかでの検討が想定されるが、その際には図書館機能の見直しと施設の拡充が図られるよう、関係各課との検討をお願いしたい。

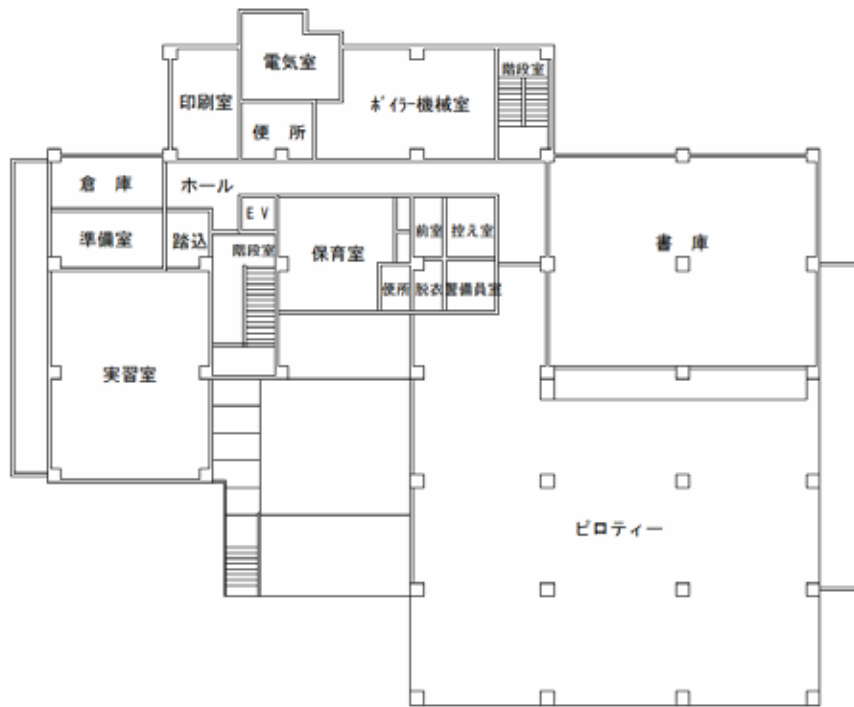
西東京市の公民館、図書館は市内の全域に比較的バランスのとれた配置が実現されている現状のなかで、既存施設の再生活用を図っていくことが望ましいと考える。

2 田無公民館・中央図書館のリニューアル案

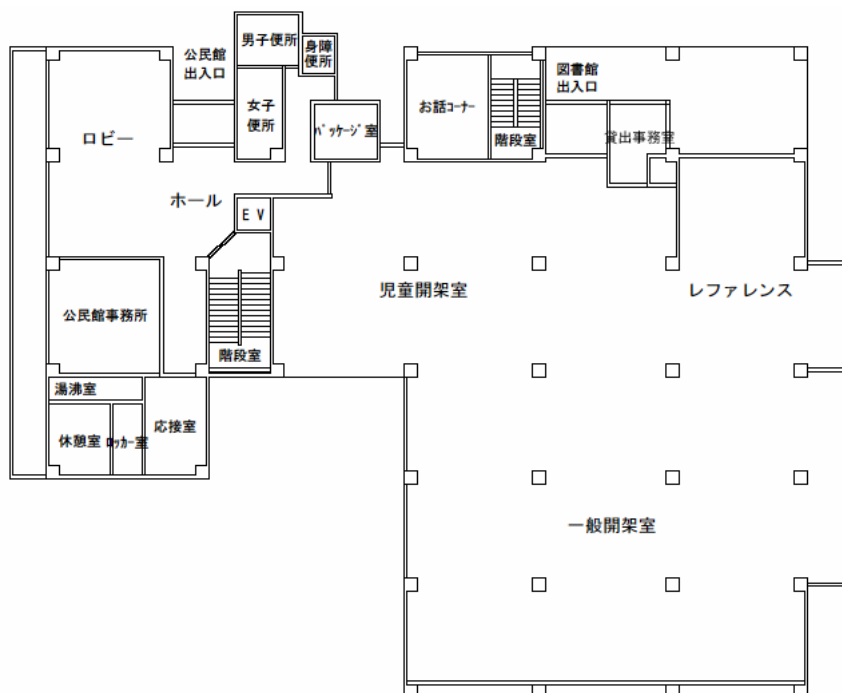
ここでは、田無公民館・中央図書館のリニューアル要件を整理し、それに基づくリニューアルのイメージ図を提案する。

(1) 現在の施設配置状況

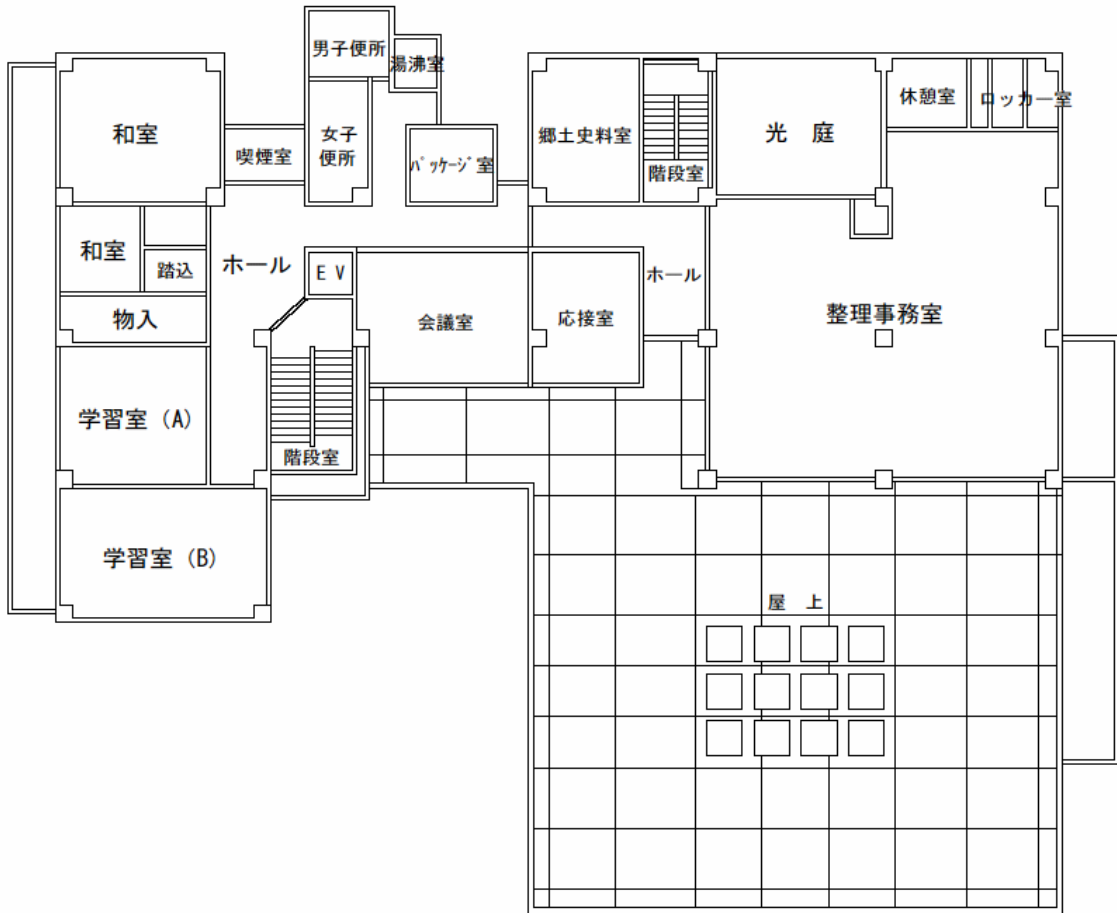
B1階 現況平面図



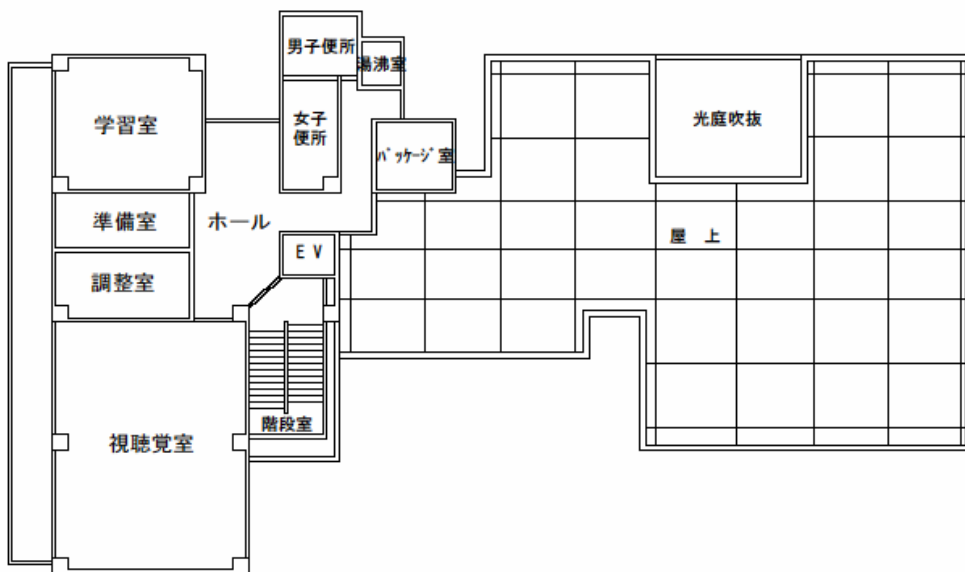
1階 現況平面図



2階 現況平面図



3階 現況平面図



(2) 各階のリニューアル要件

地下1階のリニューアル要件

区分	名称	現状	改善案
共有部分	警備員室等	老朽化	1階に移設
図書館	書庫	180 m ² 、約9万冊収蔵	増築90 m ²
公民館	保育室	49 m ² 、暗い、地階のため使いづらい	1階に移設
	実習室	135 m ² 、厨房設備等が老朽化	1階に移設 総合事務室に改修
	印刷室	22 m ² 、老朽化	1階に移設

1階のリニューアル要件

区分	名称	現状	改善案
共有部分	ロビー	84 m ² 、狭く十分な行事、展示ができない。動線が行き止まり溜まり場になりやすい。	実習室等に改修
	機械室	機械室としての用途はなくなっている	用途変更を検討
公民館	事務室	42 m ²	保育室等に改修
	休憩室	33 m ²	
	講師控え室	21 m ²	
図書館	開架室	823 m ²	ロビーを整備 児童コーナーをレファレンスコーナーに移動 雑誌・新聞等閲覧ブラウジングを移動 学習室を整備 レファレンスコーナー等を2階に移設

2階のリニューアル要件

区分	名称	現状	改善案
共有部分	屋上	活用されていない	屋上緑化を検討
	オープンスペース	活用されていない	対面朗読室を設置
	パッケージ室	14 m ² 、機械室としての用途はなくなっている	図書館コンピュータシステムサーバー室の設置を検討
公民館	和室、倉庫	倉庫が活用されていない	和室、次の間、倉庫を改修し、和室と学習室に整備
図書館	整理事務室等	225 m ²	レファレンス室、地域行政資料室に改修
	地域資料閲覧室	40 m ²	会議室を整備
	会議室	26 m ²	作業室として整備、装備委託等の作業場所を確保
	光庭	50 m ² 、明り取り以外の活用なし	利用者用テラスとしての活用を検討

3階のリニューアル要件

区分	名称	現状	改善案
公民館	学習室、倉庫	学習室（42）絨毯敷、倉庫（20）	倉庫と合わせ拡大改修
	視聴覚室、調整室	視聴覚室（108）は狭小 調整室（20）は活用されていない	視聴覚室と調整室を合わせ拡大改修

建物外部等、その他のリニューアル要件

空調設備の取替え工事が必要である。

駐輪場の整備が必要である。

外周下水管改修工事が必要である。

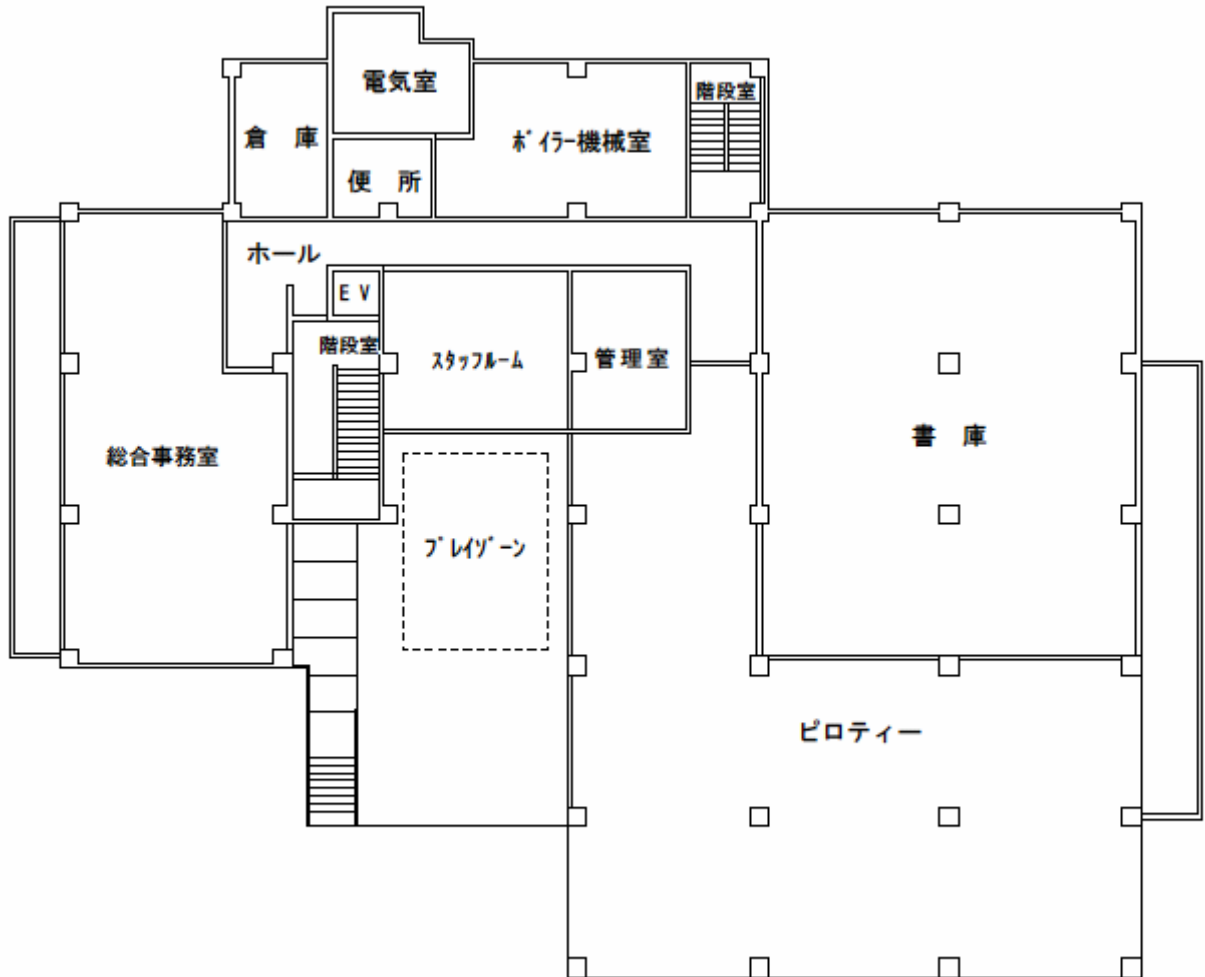
外来者用（身障者など）、資料搬送用等のためのカーポートが必要である。

屋上防水工事が必要である。

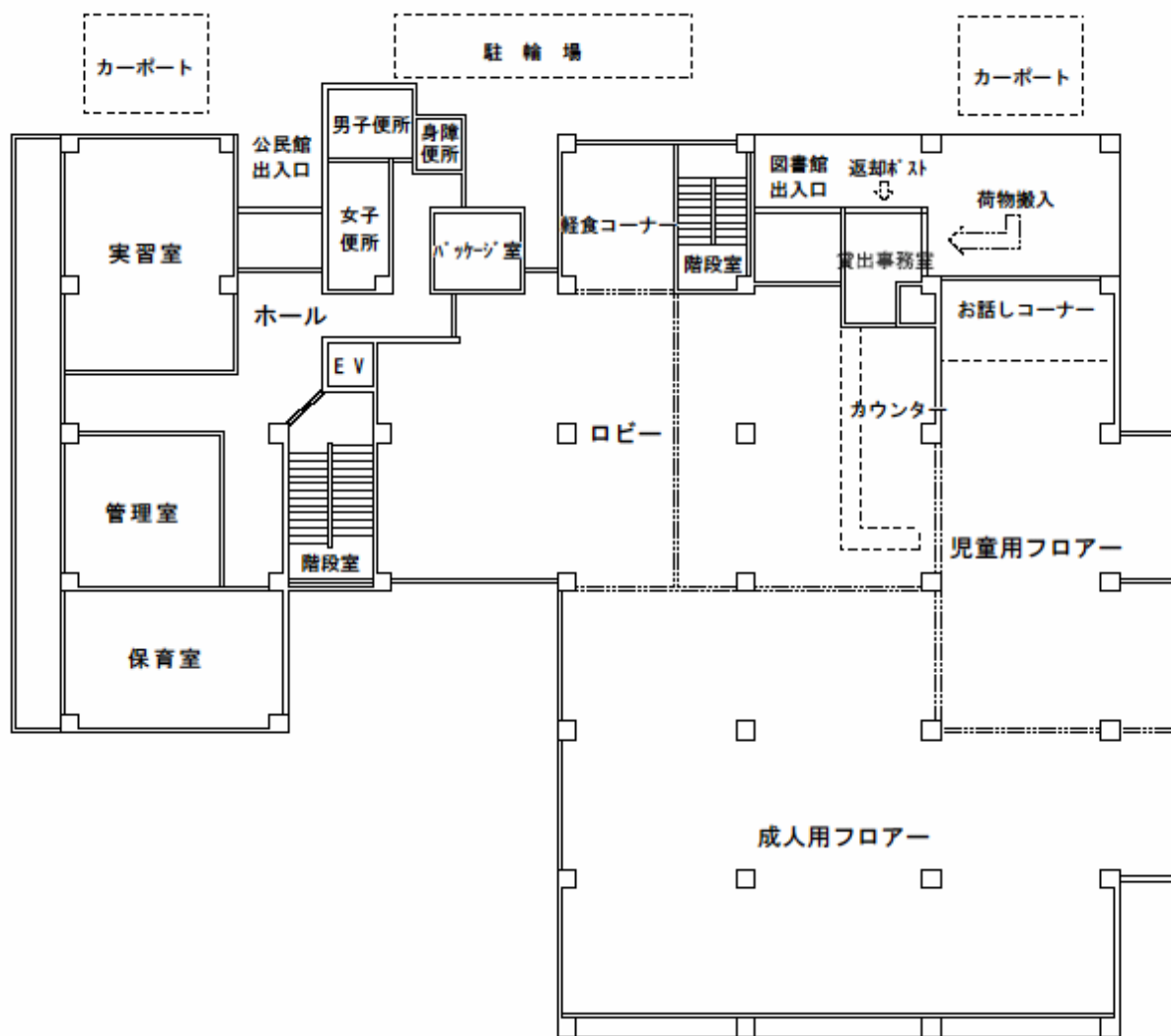
屋内給配水管等、設備の改修工事が必要である。

(3) リニューアルイメージ図

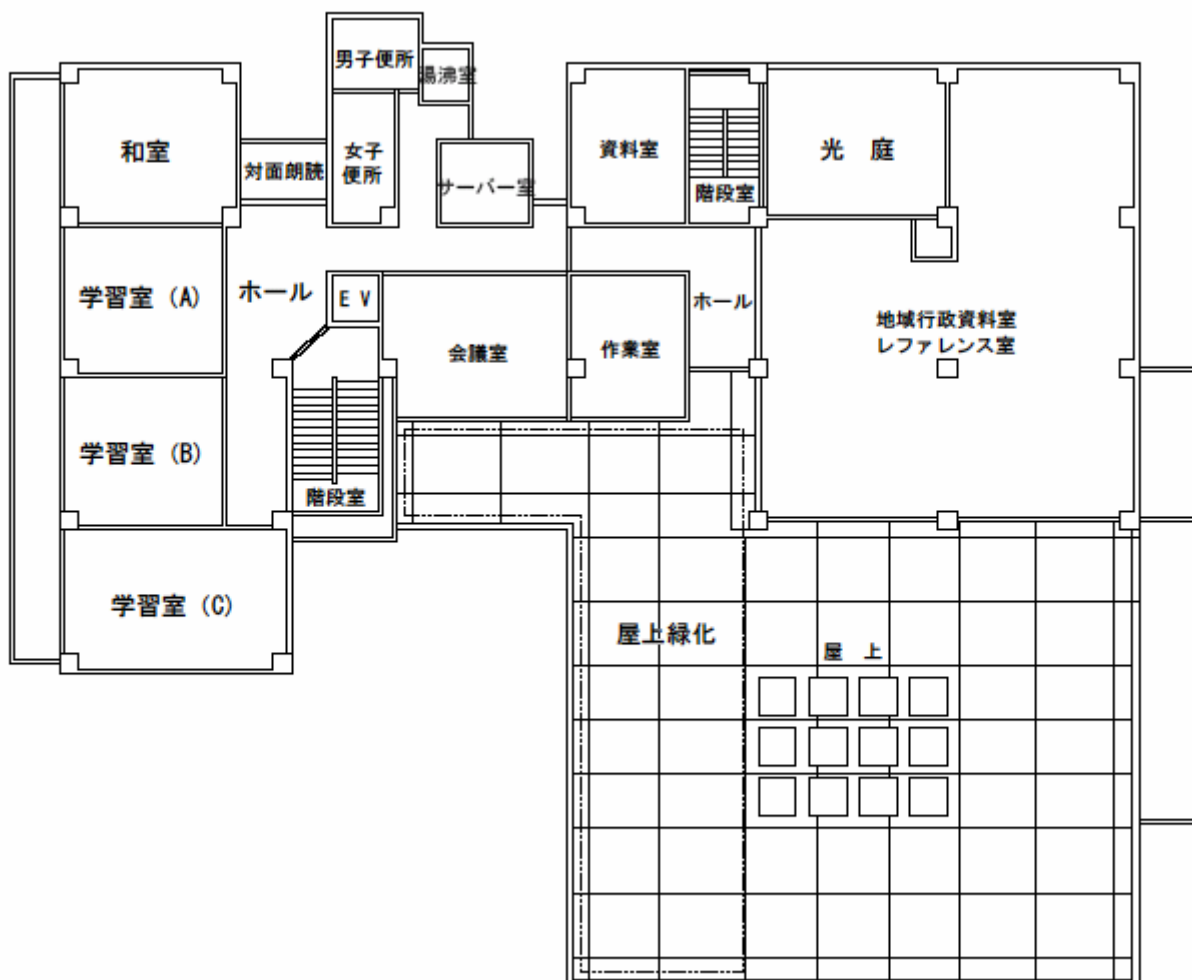
B 1階 改修平面図



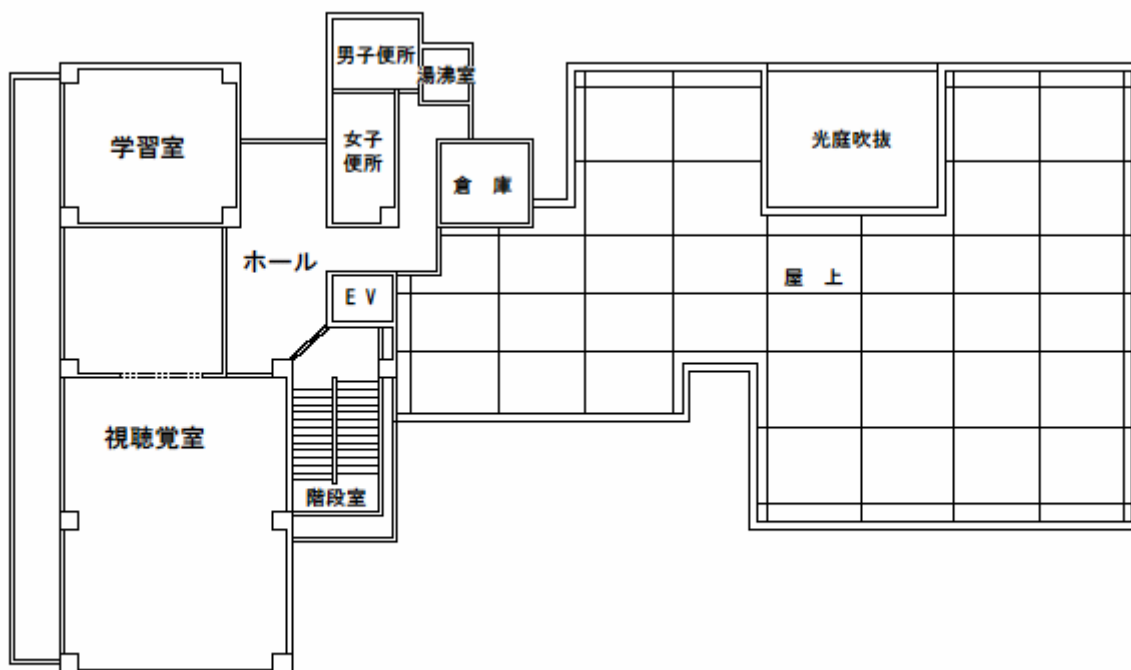
1階 改修平面図



2階 改修平面図



3階 改修平面図



第4章 まとめ

懇談会は、「あり方策定委員会」の提言による「公民館・図書館のあり方の基本的な考え」と、「西東京市公共施設適正配置計画」を基本として、市民の学習・文化活動のさらなる発展に寄与する公民館・図書館の施設整備を検討した。

この間、平成17年9月1日から平成18年3月30日まで、延べ7回の会議と既存の住吉公民館、下保谷図書館の視察を行い、以下のとおり検討の結果をまとめた。

1 (仮称)保谷駅前公民館・図書館の施設整備について

(1) 保谷駅南口市街地再開発事業による公民館・図書館の新設については、住吉公民館・下保谷図書館の機能がここに移転することになる。したがって、従来の地域における市民の利用構造が大幅に変わることになるため、これらの利用者の基本的な利益が損なわれないように運営にあたっては十分配慮しなければならない。また、駅及び繁華街という従来の立地と異なった環境に適合する運営も求められる。

(2) 公民館・図書館の運営にあたっては、従来の個別的な運営ではなく、事業全体の個々の特性を生かしながら一体的な運営が求められる。従って、当面開館日時などの統一が図られることが望ましい。

(3) 繁華街に立地しているということから、利用者の安全確保に万全を期すために日常的に危機・管理体制を整備しておくことが必要である。しかし、安全面を強調するあまり、利用者の人権を損なうことのないよう細心の注意が重要である。

2 既存施設の整備について

(1) 各施設とも老朽化、狭隘化が進み、施設の改修が課題となっている。計画的な改修や建替えに取組まねばならないが、全体のサービス態勢を整備していくことが望まれているところから、田無公民館・中央図書館の改修整備が急務である。

(2) 西東京市の公民館・図書館のネットワーク態勢の整備、特に生涯学習施設事業発展のために今後の整備方向の模範となるものであるように配慮が必要である。

(3) 公民館・図書館の利用者要求に応えられる運営態勢を既存施設の中に生かすことができる施設整備が求められている。

3 教育委員会への期待

教育委員会はこの提言を真摯に受け止められ、(仮称)保谷駅前公民館・図書館の基本計画の作成に際しては、提言の趣旨を汲み取り活用していただくとともに、今後の既存施設の整備に向けては、積極的な施策を展開されるよう期待する。

なお、住吉地区、下保谷地区の住民が新施設を利用するにあたって障害が発生することがないように、特段の配慮をお願いしたい。

4 市民の意見をひろく求めること

基本計画の作成及び実施設計にあたっては、懇談会提言に基づくとともに、地域住民の意見をひろく求め、当該施設の事業運営に充分生かすよう配慮されたい。

以上、本提言が西東京市教育計画(教育プラン21)及び西東京市生涯学習推進計画の考えにそって、西東京市の公民館・図書館事業の新たな前進に寄与することを期待し、提言のまとめとする。

資料

- 1 懇談会委員名簿
- 2 会議経過
- 3 懇談会設置要綱

1 懇談会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
大 澤 正 雄	学識経験者	座長
風 袋 宏 幸	学識経験者	副座長
中 込 廣	社会教育委員	
野 間 春 二	公民館運営審議会委員	
木 山 碩 夫	図書館協議会委員	
濱 野 敏 明	公募市民	
吉 岡 徳 二	公募市民	
飯 島 享	関係行政機関の職員	企画課
安 藤 俊 秋	関係行政機関の職員	建築営繕課

2 会議経過

年 月 日	会議・調査	内 容
平成 17 年 9 月 1 日	懇談会第 1 回	委員の委嘱、役員選出 事業説明 今後の運営について
平成 17 年 10 月 12 日	懇談会第 2 回	保谷駅前再開発事業の概要について 保谷駅前公民館・図書館の機能について
平成 17 年 11 月 2 日	市内施設調査	住吉公民館・下保谷図書館および保谷駅施設の調査
平成 17 年 11 月 16 日	懇談会第 3 回	保谷駅前公民館・図書館のコンセプトおよび概念図 について 市内施設調査実施記録について
平成 17 年 12 月 21 日	懇談会第 4 回	保谷駅前公民館・図書館の概念図について
平成 18 年 1 月 18 日	懇談会第 5 回	保谷駅前公民館・図書館について 既存施設のリニューアルについて
平成 18 年 2 月 17 日	懇談会第 6 回	既存施設のリニューアルについて その 2
平成 18 年 3 月 30 日	懇談会第 7 回	公民館・図書館施設整備懇談会提言について

3 懇談会設置要綱

西東京市公民館・図書館施設整備懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市公民館・図書館の施設整備を検討するにあたり市民の意見を反映させるため、西東京市公民館・図書館施設整備懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、教育長の依頼を受け、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 公民館・図書館の施設整備に関する事項
- (2) 公民館・図書館の施設の活用に関する事項

2 懇談会は、前項の事項について協議し、教育長に提言する。

第3 組織

懇談会は、委員9人以内とし、次の各号に掲げるもののうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会教育委員 1人以内
- (3) 公民館運営審議会委員 1人以内
- (4) 図書館協議会委員 1人以内
- (5) 公募による市民 2人以内
- (6) 関係行政機関の職員 2人以内

第4 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

懇談会は、座長が招集し、座長が会議の議長を務める。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第6 報償

委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で所定の謝金を支払う。

第7 任期

委員の任期は、平成17年8月1日から平成18年3月31日までとする。

第8 庶務

懇談会の庶務は、生涯学習部中央図書館において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。